

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号エ中「第五十五号」を「第八条第一項第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。